



ひと、暮らし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係各位

平成 29 年 7 月 21 日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 監督課

監督課長 羽賀 政昭

統括特別司法監督官 野口 忠司

(025) 288 - 3503

建設工事現場に対する一斉監督指導を実施

～ 墜落・転落防止対策の不十分な現場が目立つ～

新潟労働局（局長 ^{ゆずりは} 榎葉 ^{しんいち} 伸一）及び管下労働基準監督署では、熱中症の発生や墜落・転落災害、クレーン等による災害といった重篤な労働災害の発生が懸念される「建設業」の工事現場に対して、一斉に監督指導を行い、その結果を下記のとおり取りまとめました。

記

1 建設工事現場に対する一斉監督の概要

(1) 実施期間

平成 29 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

(2) 実施機関

県内 9 つの労働基準監督署

（新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出、十日町及び佐渡署）

(3) 対象建設工事現場

県内で施工されている建設工事現場

2 実施結果

(1) 監督指導を行った建設工事現場【別表 1 及び 2 参照】

合計 121 現場

工事種別内訳：土木工事 13 現場

建築工事 106 現場（うち木造家屋建築工事 79 現場）

その他建設工事 2 現場

発注者別内訳：国 4 現場、県 7 現場、市町村 11 現場、民間 99 現場

(2) 労働安全衛生法に係る法違反の状況【別表 3 参照】

82 現場（全体の 67.8%）で法違反があった。

（参考 平成 28 年 新潟県内建設業における違反率 70.8%）

うち死亡災害又は重篤な労働災害の発生に繋がる法違反が認められ、足場等の使用停止、変更を命じたもの

13 現場（命令書交付事業場数 16 事業場）

ア 主な違反内容【別表4参照】

(ア) 墜落・転落防止措置に係る指導数：67現場

建築工事現場（106現場）のうち66現場（62.3%）で指導
うち木造家屋建築工事現場（79現場）のうち55現場（69.6%）で指導

指導例

足場からの墜落を防止するための手すり・中さんが設置されていなかったため、墜落防止措置を講ずることを指導

建物内部2階の吹抜け部分に面する作業床の端に、手すり等が設置されていなかったため、墜落防止措置を講ずることを指導

(イ) 機械設備等に係る違反：5現場

指導例

定置式丸のこ盤の安全カバー（のこ歯との接触防止用）を取り外し、危険な状態で使用していたため、使用停止を命ずるとともに、安全カバーを取付けることを指導

携帯式丸のこ盤の安全カバーを木片などで固定した状態で使用していたため、その固定を解除し、適切に用いることを指導

(ウ) 車両系建設機械危害防止措置に係る違反：4現場

土木工事現場（13現場）のうち2現場（15.4%）で指導

指導例

移動式クレーンを用いる作業を行っているのに、作業場所内での同機械の配置計画を作成していなかったため、工程表、配置図を含む作業計画を作成することを指導

イ 元請事業場に対する改善指導

29現場（全体の24.0%）

指導例

元請による下請事業場への法令遵守に関する指導がなされていなかったため、指導を行い、法令順守を徹底することを指導

(3) 主な指導の状況

ア リスクアセスメントの実施状況【別表5参照】

リスクアセスメント導入済：50現場（41.3%）

うち労働者数10人以上の現場：51.3%（39現場中20現場で実施）
労働者数10人未満の現場：36.6%（82現場中30現場で実施）

リスクアセスメント導入予定：27現場（22.3%）

リスクアセスメント未実施：44現場（36.4%）

イ 熱中症予防対策の実施状況【別表6参照】

スポーツドリンクの配備、休憩施設の設置などの熱中症予防対策を何ら講じていなかった現場：11現場（全体の9.1%）

3 新潟労働局の今後の対応

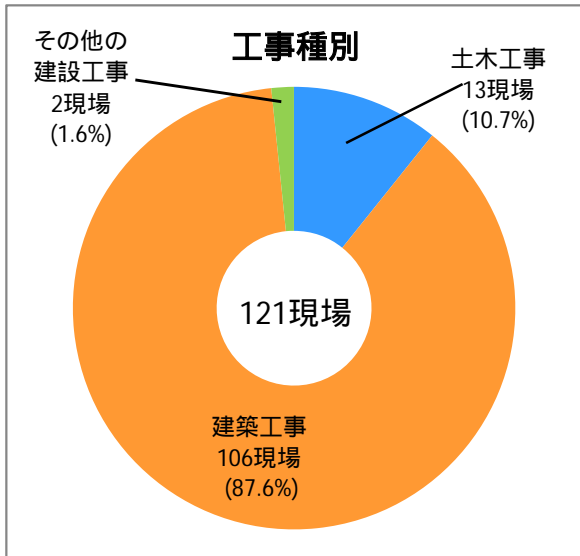
今回の一斉監督指導の結果を踏まえ、新潟労働局及び労働基準監督署においては、墜落・転落防止措置の徹底、車両系建設機械及び移動式クレーンに係る危害防止措置の徹底、元請事業者の下請事業者に対する安全指導の徹底を重点として監督指導等を継続して行うとともに、リスクアセスメントの一層の普及促進に努める。また、建設業労働災害防止協会新潟県支部ほか関係機関と連携しつつ、建設工事現場における安全措置の徹底を図る。

4 参考資料

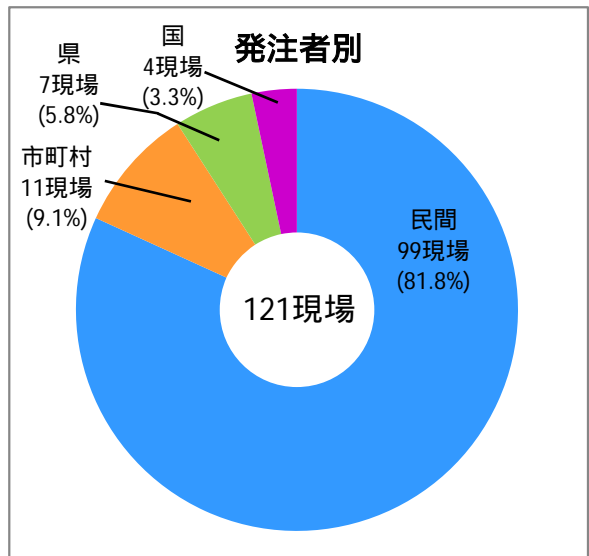
- (1) 平成29年業種別・署別労働災害発生状況（休業4日以上）（参考1）
- (2) 平成29年死亡災害発生状況（月別・業種別）（参考2）

建設工事現場に対する一斉監督指導内容

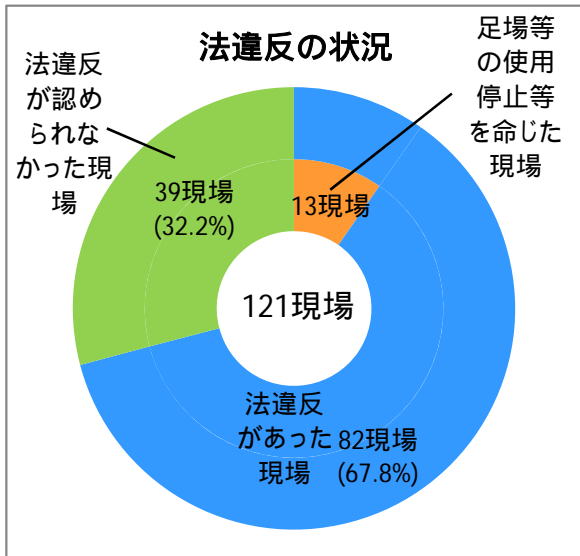
別表1



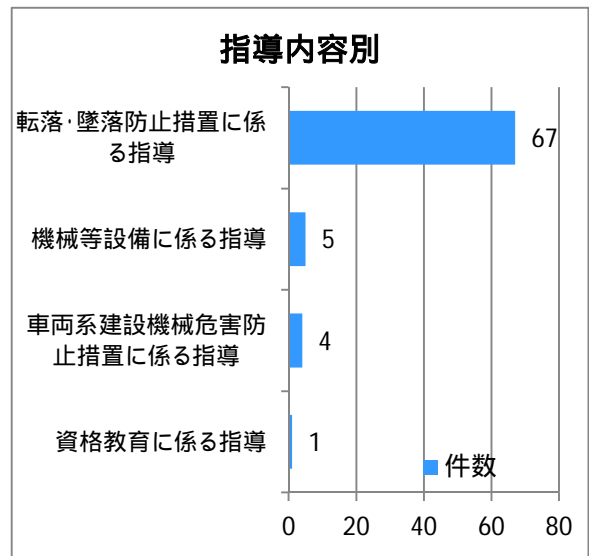
別表2



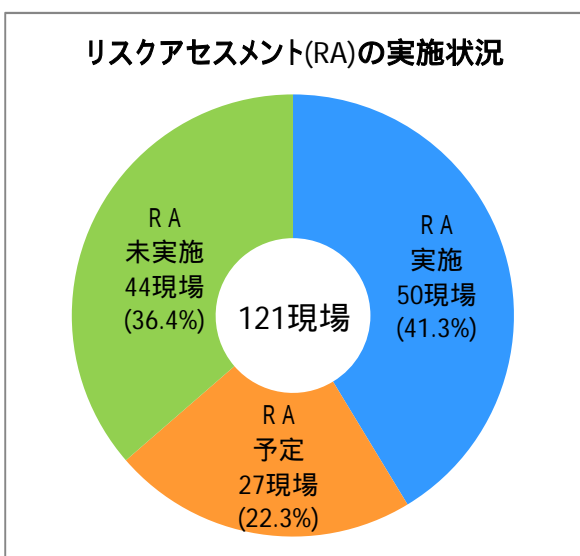
別表3



別表4



別表5



別表6

